

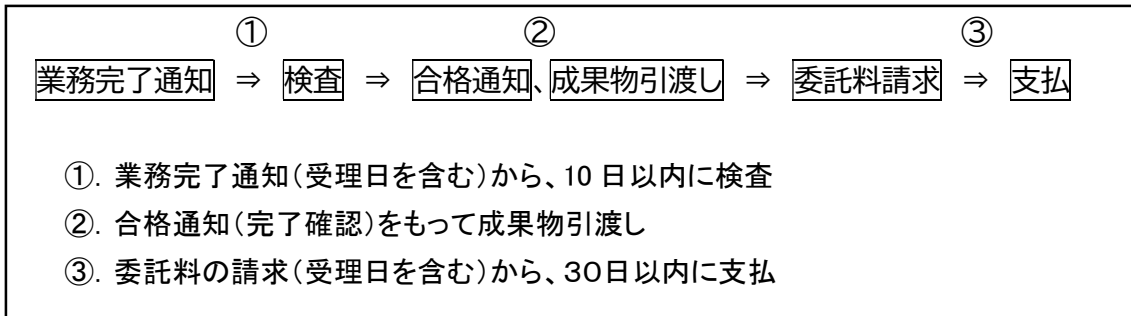
令和5年12月22日

受注者の皆様へ

静岡市長 難波喬司
(財政局財政部契約課)

建設業関連業務における請求から支払の期間について

●業務完了から支払までの手続と流れ



●建設業関連業務の支払に関する規定

(委託料の支払)

静岡市建設工事に係る測量(調査・設計)業務委託契約約款 第33条

受注者は、検査に合格したときは、委託料の支払を請求することができる。
発注者は、請求があったときは、請求を受けた日から30日以内^{※1}に委託料を支払わなければならない。

※1 支払遅延防止法第6条第1項の規定(その他の給付に対する対価)に基づき、当該請求を受けた日から30日以内(初日参入)。

(前金払)

静岡市建設工事に係る測量(調査・設計)業務委託契約約款 第35条

発注者は、請求があったときは、請求を受けた日から14日以内^{※2}に前払金を支払わなければならない。

※2 同約款第1条第10項の規定により、期間は民法で計算するので、請求が到達した日を不算入として計算する(初日不算入)。

★個別の支払に関するお問い合わせは、各担当部署にお願いします。